

鹿児島県福祉サービス第三者評価結果公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県福祉サービス第三者評価事業実施要綱第8条の規定に基づき、評価結果の公表の内容及び手続き等を定めることにより、サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービスの選択に資することを目的とする。

(公表の内容)

第2条 県及び当該評価を行った評価機関は、福祉サービス第三者評価の結果等について、鹿児島県福祉サービス第三者評価実施要領(以下「実施要領」という。)様式第2号の内容により、これを公表する。

2 公表に当たっては、個人情報の保護に最大限の配慮を行うものとし、利用者又は職員個人(代表者及び管理者の氏名は除く。)が識別され得る情報は記載しない。また、各評価を担当した評価調査者の氏名も公表しないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、事業者から公表についての同意が得られなかった場合は、同意が得られない範囲において公表しないこととし、同意が得られない旨を公表する。

(公表の方法)

第3条 前条の公表は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワーク」(以下「ワムネット」という。)上で行うこととし、評価機関は前条により公表することとされた事項を入力する。

2 実施要領7条により評価結果等の提出を受けた県は、その内容を確認の上、前項により入力された事項の公表を承認し、公表する。県は、次の各号に該当する場合を除き、公表の承認を行わなければならない。

(1) 個人情報の保護の観点から不適切である場合

(2) 事業者及び利用者に著しく不当な不利益を及ぼすおそれがある場合

(文書等による公表)

第4条 県は、県のホームページからワムネットが閲覧できるようにする。

2 評価機関においても、前項の規定に準じて公表するよう努めるものとする。

(公表期間)

第5条 評価機関及び県は、実施要領第7条の規定に基づく評価結果の提出の日から30日以内に公表するよう努めるものとし、その期間は、評価実施の属する県の会計年度の末日から起算して3年間とする。

(事業者における公表)

第6条 評価を受審した事業者は、評価結果の概要等について、事務所内の見やすい場所に掲示するなど、自らもその公表に努めるものとする。

附則

この要領は、平成18年3月28日から施行する。